

## 2. 工事完了後の維持管理

県は、赤土等の流出防止を図るために、赤土等流出防止施設に堆積した土砂を定期的に排除する等の維持管理を徹底するよう管理主体を指導するものとする。

### (1) 見回り・点検

(ア) 県は、「赤土等流出防止パトロール実施要領」に基づき、定期的な見回り・点検・整備及び緊急時の見回り・点検・整備を行うよう管理主体を指導するものとする。

(イ) 管理主体は、農地、法面、道路、排水路、沈砂池、溪流土砂溜柵及び砂防ダム等の定期点検を行い、赤土等流出の恐れのある箇所については、その発生を未然に防止するための措置を施すとともに、これらの施設が正常に機能するよう点検整備を行うものとする。

(ウ) 管理主体は、梅雨時及び台風時による降雨前や降雨時は、赤土等流出の恐れのある箇所や主要な赤土等流出防止施設については緊急の見回りを行うとともに、それぞれの施設が正常に機能しているかどうかの点検を行うものとする。

そして、異常が発見された施設については速やかに応急的な措置を講じるものとする。

### (2) 管理の徹底

(ア) 沈砂池、排水路等については、常にその効果が発揮されるよう定期的に堆積土砂の除去を行うよう管理主体を指導するものとする。

### (3) 予算措置

(ア) 県は、管理主体の行う維持管理に必要な予算措置を講じるよう管理主体を指導するとともにその支援措置が講じられるよう努めるものとする。

## 第6章 営農時の対策

### 6-1 営農時の対策の基本事項

営農時の赤土等の流出防止を図るため、県は、農家が行う栽培管理や維持管理について農家を指導するとともに、その普及・啓蒙に努めなければならない。

「解説」

## 1. 早期植え付け及び多雨期の植生化

整備完了後は、裸地期間を短くするために作物の早期植え付けを指導する。また、梅雨期や台風期等の多雨期には、ほ場面が裸地とならないような作付方式や輪作体系に配慮するよう農家を指導するものとする。

## 2. ほ場周辺の維持管理

ほ場周辺の排水路等に雑物や土砂等が堆積した場合には、通水が阻害されて溢流し赤土等の流出原因となるために、その維持管理に努めるよう農家を指導するものとする。